

FAX 飛躍

JR東労組東京地本青年部

全青年部員に訴えます！

事実無根の指令43号に惑わされず、全青年部員の総力で立ち上がろう！

中央本部は5月9日に指令43号「黒澤純一君、阿部正明君、金井正明君の制裁申請と執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置について」を发出了。指令文書により、6月に開催される第38回定期大会での制裁申請を行うこと、執行権の停止、ならびに集会・諸会議など東労組が開催する行事に参加すること、中央本部の許可なく組合事務所及び組合施設への立ち入りが禁止されました。

指令を發した理由について本部は「中央本部の許可なく3地本名(水戸・東京・八王子)で職場討議資料の發行」や「一部の討議資料を他の地本・支部に数回にわたり、および一方的に郵送し、組織に混乱をもたらした」などが上げられています。

この間、中央本部は事前の議論や職場討議を保障もせず、地方本部との合意を得ずに「規約改正」や「15億円もの組合基金の切り崩し」を最高決議機関である本部大会にて、改正の根拠や理由も述べずに提起をし、強行的に採決を行いました。重要な議題であるにも関わらず、いきなり決定されたことで役員・組合員は理解不足に陥っています。青年部の会議においても、規約改正や組合基金の取り崩しについて事前に議論がなされたことはありません。今後のJR東労組運動を担う青年部だからこそ、理解・納得を得る必要があります！

東京地本をはじめとする3地本は「臨時大会」「定期中央委員会」「春闘」「第三者機関の活用」についての討議資料を作成し、一定の見解を示しつつ、職場議論を行うのは組合員の付託に応える当たり前の行為と考えます。自らの考えを記した討議資料の発行を規約などをもって制限することは、言論の自由を保障した憲法第21条に反します！東京地本青年部は、19春闘におけるたたかひの過程で「賃金学習職場討議資料」を作成、本部青年部・全地方本部に送付をしました。送付後、各地本青年部から問い合わせがありました。活用できる場所は活用して欲しいということを双方で議論してきました。方針に基づく考え方で認識が合わないのであれば、このように議論を重ねれば良いことです。指令を乱発し、言論と情報の統制を行ない、本部の言う通りにしないと制裁や緊急措置を持ち出し、組合員の権利をはく奪することは組合員・組織に大きな不利益をもたらします。指令43号は到底、理解・納得はできず、東京地本青年部として認めることはできません！直ちに指令の撤回と事実経過・認識を明らかにし、東京地本に対して説明することを中央執行委員会に求めます！

東京地本青年部は、組合民主主義に反する行為を一切拒否します！今後も独善的で非民主的な組織運営を押しつけるのであれば、組合員の利益を守るために全組合員の総力で立ち向かいます。私たちは組合員と共に運動をつくりだし、言わなければならないことをこれからも堂々と主張し、不屈の精神で職場からたたかひを押し上げていきます！

組合員不在の組織運営は認められない！

全青年部員の皆さん！これからも職場からたたかひを押し上げていこう！